

「でんきでげんき！とくしまパワー」 募集要綱

徳島県および四国電力株式会社（以下「四国電力」といいます。）は、徳島県が運営する水力発電所（以下「徳島県営水力発電所」といいます。）を活用した電力供給ブランド「でんきでげんき！とくしまパワー」（以下「とくしまパワー」といいます。）を創設しました。

これに伴い、四国電力では2021年6月より順次、徳島県内のお客さまを対象に新たな電気料金プランを提供いたします。

つきましては、とくしまパワーの適用を希望されるお客さまは、本募集要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき、お申込みいただきますようお願いいたします。

I. 目的

「とくしまパワー」は、次の3つの電気料金プランで構成いたします。

1 とくしま水力100%プラン

徳島県内に立地する法人等の施設に対し、徳島県営水力発電所で発電されたCO₂フリー電気を供給することにより、徳島県内に立地する法人等の低炭素化に向けた取り組みへの支援、および再生可能エネルギーの地産地消を推進いたします。

また、CO₂フリー電気の供給の対価として、四国電力の電気料金に、環境価値相当分を加算いたします。

2 ウェルカムとくしま！応援プラン

(1) 企業立地応援でんき

徳島県が指定する補助制度の適用対象となった施設に対し、期間限定で四国電力の電気料金を割引することにより、徳島県への企業立地促進を支援いたします。

(2) 移住者応援でんき

徳島県外から徳島県内へ移住された個人のお客さまに対し、期間限定で四国電力の電気料金を割引することにより、徳島県への移住促進を支援いたします。

II. 用語の定義

要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次のとおりといたします。

1 法人等

法人その他の団体及び個人事業主をいいます。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体および地方行政法人を除きます。

2 移住世帯

徳島県外から徳島県内へ移住した方が属する世帯をいいます。ただし、転勤や進学等により一時的に転入する場合を除きます。

3 申込者

「とくしまパワー」の適用を希望し、要綱に基づき申込みする法人等や移住世帯をいいます。

4 供給対象地点

「とくしまパワー」の適用を希望する、四国電力のみと電力需給契約を締結している、または締結予定である徳島県内の需要場所をいいます。

5 電気料金

四国電力の電気需給条件、主契約料金条件および附帯料金条件によって算定された最低料金または基本料金、電力量料金、各種割引等および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

6 法人向け標準プラン

四国電力が制定している、次の電気料金プランをいいます。

(低 圧) おトク e プラン、ビジネススタンダードプラン、低圧スタンダードプラン

(高 圧) 業務用電力、高圧電力 A、高圧電力 B

(特別高圧) 特別高圧電力 A、特別高圧電力 B

7 家庭向け料金プラン

四国電力が制定している、次の電気料金プランをいいます。

おトク e プラン、でんか e プラン、でんか e マンションプラン、時間帯別 e プラン、再エネプレミアムプラン、ホリデー e プラン、季節別時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト型時間帯別電灯、スマート e プラン [タイプ H]、スマート e プラン [タイプ L]、スマート e プラン [タイプ H+]、スマート e プラン [タイプ L+]、スマイル A P プラン

Ⅲ. 電気料金プランの内容

1 とくしま水力 100%プラン

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

ア 申込者が、法人等であること。

イ 申込者は、供給対象地点において、四国電力から電力の全量の供給を受けているまたは受ける予定であること。なお、供給対象地点における四国電力との電力需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。

ウ 供給対象地点は、受電電圧が特別高圧または高圧であること。

エ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号および同条第 6 号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 適用期間

適用開始日から、適用開始日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までといたします。）の末日までといたします。

ただし、2021 年度の適用開始日は、2021 年 8 月 1 日以降といたします。

なお、適用期間満了に先立って、お客さまと四国電力の双方が、「とくしま水力 100%プラン」の廃止または変更について申入れを行わない場合は、適用期間満了後も 2025 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(3) 加算料金

各月の電気料金の算定にあたり、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき次の加算単価を乗じて得た金額を加算して請求いたします。

なお、加算単価は、年度ごとに変更することがあります。

$$\text{加算単価} = 2.20 \text{円 (消費税等相当額を含む)}$$

2 ウェルカムとくしま！応援プラン「企業立地応援でんき」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

ア 申込者が、法人等であること。

イ 供給対象地点が、2020 年度以降において、徳島県が実施する次の補助制度に採択された事業に係る施設であり、かつ、使用電力量の増加が見込まれること。

< 補助制度一覧 >

- ・企業立地補助制度
- ・外資系企業等誘致事業補助制度
- ・情報通信関連事業立地促進補助制度
- ・ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助制度
- ・徳島県水素供給拠点整備事業費補助制度

ウ 供給対象地点において、法人向け標準プランの適用を受けること。

エ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号および同条第 6 号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 割引適用期間

割引適用開始月から起算して、12 ヶ月分の電気料金について割引いたします。

ただし、割引適用開始月は 2021 年 6 月以降とし、割引適用終了月は 2025 年 3 月までといたします。

(3) 割引内容

各月の電気料金の算定にあたり、法人向け標準プランの料金条件にもとづき算定した最低料金または基本料金、および電力量料金の合計金額から、次により算定する基本料金割引額および電力量料金割引額の合計金額を差し引きます。

$$\text{基本料金割引額} = \begin{array}{l} \text{最低料金または基本料金} \\ \text{(燃料費調整前の料金)} \end{array} \times 10 \text{パーセント}$$

$$\text{電力量料金割引額} = \begin{array}{l} \text{電力量料金} \\ \text{(燃料費調整前の料金)} \end{array} \times 10 \text{パーセント}$$

3 ウェルカムとくしま！応援プラン「移住者応援でんき」

(1) 適用条件

次の全ての要件を満たす申込者および供給対象地点を対象といたします。

ア 申込者が、2021年1月1日以降における移住世帯に属すること。

イ 供給対象地点において、移住世帯に属する者の名義で、家庭向け料金プランの適用を受けていること。

ウ 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

(2) 割引適用期間

割引適用開始月から起算して、12ヶ月分の電気料金について割引いたします。

ただし、割引適用開始月は2021年6月以降とし、割引適用終了月は2025年3月までといたします。

(3) 割引内容

各月の電気料金の算定にあたり、家庭向け料金プランの料金条件にもとづき算定した最低料金または基本料金、および電力量料金の合計から、330円（消費税等相当額を含む）を割引いたします。

IV. 適用上限

「とくしまパワー」の各電気料金プランの適用上限は、次のとおりといたします。

- 1 「とくしま水力100%プラン」および「企業立地応援でんき」の総供給電力量の上限値は、それぞれ3億3千万キロワット時／年を目安といたします。
- 2 「移住者応援でんき」の各年度の新規適用件数は、5,000件を上限といたします。

V. 適用期間中の解約について

- 1 申込者は、異常渇水または非常変災その他の事由により「とくしまパワー」による電力供給が困難となった場合または供給対象地点での電気の使用を終了する場合を除き、原則として適用期間中または割引適用期間中において「とくしまパワー」を解約することはできません。
- 2 申込者が提出した申込書類に虚偽の記載がある場合や、申込みの際に不正行為があったと認められる場合、四国電力は、申込者の合意なく、「とくしまパワー」を解約できるものといたします。

VI. 申込手続き

1 申込方法

「とくしまパワー」の申込方法は、次のとおりといたします。

プラン名	申込方法
とくしま水力 100%プラン	四国電力のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の宛先まで郵送または電子メールにより提出いただくとともに「IX. 問い合わせ先」へご連絡願います。
企業立地応援でんき	<p>【提出先】</p> <p>〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 法人営業部 法人営業推進グループ</p> <p>【電子メールアドレス】</p> <p>houjineigyobu@yonden.co.jp</p>
移住者応援でんき	<p>四国電力の無料会員制Webサービス「よんでんコンシェルジュ」上でお申込みください。</p> <p>【リンク先】</p> <p>https://www.yonden.co.jp/lp/iju-discount-tokushima/index.html</p>

なお、「とくしま水力 100%プラン」および「企業立地応援でんき」について、本申込みは、四国電力との間の電力需給契約の申込みは兼ねていないことから、別途、四国電力に対して電力需給契約の申込みが必要な場合がございます。

2 申込受付期間

先着順に順次受付いたしますが、各電気料金プランが適用上限に達した時点、もしくは2024年9月30日のいずれか早い時点をもって受付を終了いたします。

3 申込書類及び提出部数

「とくしま水力 100%プラン」および「企業立地応援でんき」の申込書類及び提出部数は、次のとおりといたします。なお、提出いただいた申込書類は返却いたしません。

申込書類の名称	提出部数	備考
①申込書	2部	1部は写しで可
②供給対象地点一覧	2部	1部は写しで可
③電気料金請求書（写）	各1部	供給対象地点毎に提出 直近1ヶ月分のみで可
④年間使用予想表	各1部	供給対象地点毎に提出 高圧以上の供給対象地点分を提出
⑤奨励指定通知書等（写） ※「企業立地応援でんき」を申し込まれる場合のみ	2部	Ⅲ（電気料金プランの内容）2（1）イの補助制度一覧に記載された補助制度に係るもの

VII. 審査・通知等

1 審査

申込者による申込み後、四国電力は、申込内容が各電気料金プランの適用条件に合致しているかを審査し、IV（適用上限）に規定する適用上限の範囲内で、当該プランの適用を決定いたします。

審査において、申込内容の不備等が判明した場合は、申込者に追加資料の提出や修正等を求め、不備等が解消された時点で審査を再開いたします。

なお、申込者が四国電力の要請に応じない場合は、受付を解除することがございます。

2 審査結果の通知

四国電力は、審査結果について、原則、申込書類受領後1ヶ月以内に申込者に対して電子メールにて通知いたします。

3 契約手続き

(1) 「とくしま水力100%プラン」および「企業立地応援でんき」の場合、適用決定後、四国電力と申込者との間で電力需給追加契約書を締結いたします。

(2) 「移住者応援でんき」の場合、適用決定後、四国電力から電子メールにて契約成立の通知をいたします。

(3) 「とくしま水力100%プラン」、「企業立地応援でんき」および「移住者応援でんき」の適用開始は、原則として、四国電力送配電株式会社が制定する託送供給等約款で定める検針日または計量日といたします。

VIII. その他留意事項

1 CO₂排出係数の扱い等

(1) とくしま水力100%プラン

「とくしま水力100%プラン」による供給については、原則として、徳島県営水力発電所で発電された電気を用いるため、購入した電気の使用に伴うCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により、徳島県営水力発電所から供給ができない場合は、四国電力が保有する水力発電所から供給いたします。

(2) ウェルカムとくしま！応援プラン

「企業立地応援でんき」および「移住者応援でんき」は、四国電力が保有、調達する電源全体から供給するため、徳島県営水力発電所で発電された電気に限定するものではありません。

なお、購入した電気の使用に伴うCO₂排出係数は、国が公表する四国電力の値のうち、一般的な料金プランに加入するお客さまと同じ値となります。

2 産地価値に係る証明書の交付

「とくしま水力100%プラン」の適用が決定した申込者に対し、本プランに係る認証書を交付いたします。

3 個人情報の利用

電気料金プラン申込時および契約時に記載・入力された情報は、四国電力および徳島県が取得し厳正な管理を行い、個人情報利用目的の範囲で利用させていただきます。

(個人情報利用目的)

〔四国電力〕 個人情報の利用目的は四国電力のホームページにて確認いただけます。

<https://www.yonden.co.jp/corporate/privacy/index.html>

〔徳島県〕 徳島県と四国電力が連携して行う「とくしま水力100%プラン」適用者への認証書の交付や「とくしまパワー」の申込状況の分析に利用させていただきます。

4 要綱の変更

四国電力は、社会情勢の変化等の理由により要綱を変更することがあります。この場合の契約条件は、変更後の要綱によるものとし、要綱の変更について、四国電力のホームページ上に掲載する等、適切な方法によりお知らせいたします。

5 その他

要綱に定めのない事項については、申込者と四国電力との間で締結している、または締結を予定している電力需給契約書ならびに四国電力が制定する電気需給条件および料金条件によるものいたします。

IX. 問い合わせ先

〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

<とくしま水力100%プラン、企業立地応援でんきの問い合わせ先>

法人営業部 法人営業推進グループ

電話番号：087-821-5061

F A X：087-825-3007

<移住者応援でんきの問い合わせ先>

よんでんお客さまサポートセンター

電話番号：0120-564-552